

香取広域市町村圏事務組合火災警報発令規程

令和4年2月22日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定に基づく火災に関する警報（以下「火災警報」という。）の発令及び解除について必要な事項を定めるものとする。

(火災警報発令の基準)

第2条 火災警報の発令基準を次のとおり定める。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下で最小湿度が30パーセント以下となり、平均風速10メートル以上の風が吹く見込みのとき。
- (2) 平均風速13メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) 前各号に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると認めるとき。

(火災警報の発令及び解除)

第3条 消防長は、気象条件が発令基準のいずれかに該当し、火災予防上危険が極めて大きいと認めるときは、直ちに香取広域市町村圏事務組合を組織する管理者及び市町の長に報告し、火災警報を発令する。また、基準以下となったときは解除する。ただし、降雨、降雪、その他これらに類する気象状況により警報を発令しないことができるものとする。

2 前項の規定による発令は関係市町の行政区域毎にすることができるものとする。

(火災警報の伝達)

第4条 火災警報を発令及び解除したときは、次の方法により関係機関及び住民に伝達しなければならない。

- (1) 消防車等による巡回広報
 - (2) 防災無線による広報
 - (3) その他適当と認められる方法
- (その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。